

## 【参照条文】

### ○通訳案内士法（昭和24年法律第210号）（抄）

（業務）

**第二条** 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

**第三十一条** 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

### ○道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）

（定義）

**第二条** （略）

2 （略）

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

4～8 （略）

（種類）

**第三条** 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ～ハ （略）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

**第四条** 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

（特定旅客自動車運送事業）

**第四十三条** 特定旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～10 （略）

（有償運送）

**第七十八条** 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平